



ひまわり

No.82

発行日

令和2年10月1日

発行者

葛飾区保護司会

発行所

葛飾区南水元2-13-1

水元学び交流館内2階

TEL5876-3435

葛飾区保護司会
元会長 宮川 憲一

黄色い羽根運動

7月を強調月間とする「社会を明るくする運動」のシンボルである黄色い羽根の由来は、あらゆる犯罪に毅然とした対応をすると同時に、過ちを犯した人たちが悔い改めて罪を償い、いつか私たちの社会に帰つて生き直そうとする活動の「しるし」です。

「おかげり」を合言葉に物心両面の支援で絶対に再び犯罪に手を染めさせないといふ、更生保護の想いを更に伝えます。保護司の身分バッヂの

え広げる為に、幸せの黄色い羽根に込めた私たちの願いを共有して欲しいと思います。

この「黄色い羽根」は、アメリカの新聞記者ビート・ハミルトンの紹介した実話に基づき制作された映画で、刑期を終え出した男性を温かく迎える夫婦愛を描いた「黄色いハンカチ」（昭和52年山田洋次監督）の映画にヒントを得て、当時長崎で既に展開されていた運動を広げようとして、平成16年全国保護司連盟が取り組んだ運動です。社会を明るくする運動強調月間開始の7月1日には、総理大臣他閣僚をはじめ更生保護関係者や支援者の襟に輝くようになります。

昨年70周年を迎えた我が国更生保護事業のシンボルにはもう一つ「ひまわり」があります。保護司の身分バッヂの

デザインですが、語り伝えられている更生保護の思想「絶え間なく対象者を温かく見護る姿勢」を表したものであり、今後とも私たちが忘れてはならない「しるし」として受け継いでいかなければなりません。

ハガキでのメッセージ

平成12年葛飾区保護司会は「社会を明るくする運動」の一環として、戦後社会の核家族化を原因とする児童生徒の生きづらさ、息苦しさに心を寄せる運動として「はがきによるメッセージ」運動を始めました。

当時学校や地域で横行した差別や偏見による、いわゆるいじめを原因とする児童生徒の「自死」が連続して起こり、教師を巻き込んだ社会現象として話題になり、地域社会で青少年の健全な育成に責任のある私たち保護司に何が出来るのかが大きく問われました。

その結果、まず必要なのは

宮川憲一氏は、去る令和2年7月26日ご逝去されました。
ご冥福をお祈り申し上げます。

子どもたちを取り巻く状況と正確な心情把握を進め、一人ひとりの子どもの心からの叫びや願いをしっかりと受け止め、的確に処遇をして、救出することを目指して対話の方法を模索しました。

この運動の進め方は折柄新設された学校連携保護司が中心になって出来るだけ児童に主旨を説明してハガキを手渡し、当面今日まで解消されない自死を重視して「いのち」をテーマとして問い合わせました。長い運動の過程で様々にテーマは揺れましたが、今日初心に帰つて「いのち」について一緒に考えようという私たちの初期の提案にこたえて毎年4千通以上の応答があり、冊子にして各学校に届けています。因みに、この運動を中心とする葛飾区保護司会の活動は平成15年瀬戸山賞を受賞しました。

心を届ける

葛飾区更生保護女性会

会長 滋田 慧子

葛飾区更生保護女性会では東京拘置所の矯正展や運動会に参加をさせていただいています。が、更に私たちに出来る事は無いかと話し合い、拘置所に幾つか活動の申し入れをしましたところ「季節を折り紙で表現して色紙に貼り女性収容者に届ける」という案を取り上げていただきました。制作にあたり、収容者の皆さんのが日々更生に努める中で少しでも心に潤いが生まれるようにと、日本の伝統文化を大切にする感性が生まれるようにと願いを込めた作品を平成三十年春からお届けしています。

雛祭り・七夕・花火・クリスマス・お正月と季節毎にテーマに工夫を重ね創りこんだ作品に仕上げ、お届けの際にはメッセージを添えています。



「更生の道を歩んでいる皆さ

んが帰つて来る地域では私たちを始め応援者が沢山いることをどうぞ忘れないでください。」

と結んでおります。

当初は女区の集会所のみに作品が展示されていましたが、お届けを重ねた今では、講堂に展示され男区を含めた皆さんにも見られるようご配慮をいたしております。

拘置所長からはその都度お礼状と展示の様子の写真が送られてきます。このお手紙が会員の

皆さまにとつては作品制作の大

きな励みになっています。これからも収容者の心に寄り添つた作品作りに励んでいく事を会員みんなで誓いあいました。

保護司といふ

(保護司M)

誇りと使命感

朝の風

保護司の日

主義が多く見られる現代だからこそ、人と密接に関わり、やりがいを持つて活動することが、彼らの孤立を防ぎ、開かれた未来につながることだと思います。

現在、保護司の拝命をうけ三年が経過しようとしておりま

す。 犯罪を減らし社会を少しでも明るくするためのボランティアとして、保護司になつたばかりのまだまだ新米ですが、誇りと使命感を持って取り組んでいきたいと強く心に誓つております。

犯罪を減らし社会を少しでも明るくするためのボランティアとして、保護司になつたばかりのまだまだ新米ですが、誇りと使命感を持って取り組んでいきたいと強く心に誓つております。

また、非常にやりがいのある活動といえるでしょう。

私自身、社会の役にたたせていただいているという充実感や自分自身の成長にもつながっています。個人主義・ことなれ



委員会活動スタート

葛飾区保護司会 岩田 敦子

令和2年度がスタートして以来、想像もできなかつた新型コロナウイルス感染症が猛威をふるい、いまだ終息が見られません。総会に始まり今年度より開始するべく委員会制度の具体的な活動や、検討も厳しい状況下で皆様ご苦労なさつていられると拝察します。現状においては、健康を第一と考え、その上で今後の活動の在り方の見直しが必要なことと考えます。永年培つた流れをいかにして続行できるか、また将来の活動等を見据えて会議の方法や行事活動の検討及び解決方法などを考へることをお願いいたします。



昨年の
「かつて此集い」
に対し感謝状

シリーズ
葛飾さんぽ⑯

永元水郷二十一箇所霊場と瓦大師

地方に行くのに手形が必要であつた江戸時代、四国のお遍路に実際に行かなくてもお参りができる地方版巡礼が各地でおこなわれるようになりました。

弘法大師二十一ヶ所霊場巡りは「大阪廿一ヶ寺弘法巡り」が最初と言われ、江戸時代に各地で、弘法大師の月命日二十一日になんて、各地で二十一の寺を巡る靈場巡りが行われていたようです。

昭和九年は弘法大師千百年御遠忌の年にあたり、様々な記念の事業が行われました。

水元では、東水元の蓮藏院を

あつた江戸時代、四国のお遍路に実際に行かなくてもお参りができる地方版巡礼が各地でおこなわれるようになりました。



長傳寺に安置されている
「瓦大師」と六番靈場
「南無大師遍照金剛」

一番とする「水元二十一箇所」が開設されました。
大師講の人たちが、毎月二十日に、般若心経や光明真言、「南無大師遍照金剛」の宝号等を唱えながら半日かけて巡つていたと聞いています。

番外として壹大師が加えられています。
一巡りの總行程は二里三十丁になり、二十二大師研究家の小

地方に行くのに手形が必要であつた江戸時代、四国のお遍路に実際に行かなくてもお参りができる地方版巡礼が各地でおこなわれるようになりました。

弘法大師二十一ヶ所霊場巡りは「大阪廿一ヶ寺弘法巡り」が最初と言われ、江戸時代に各地で、弘法大師の月命日二十一日になんて、各地で二十一の寺を巡る靈場巡りが行われていたようです。

中川の粘土が煉瓦や瓦や植木鉢の製作に多く使われていたことが、「瓦大師」に通じていることのようです。

二十二大師の靈場は、埼玉・東京・神奈川・静岡と広範囲にわたり開設され、共通の御詠歌が詠まれているようです。

「水元廿一大師」の勤行法則には二十一ヶ所の御詠歌がすべて記録されています。

開設記念の靈場案内には、四國靈場二十一ヶ所の御詠歌寫ものつています。

参考文献・小川政秋氏論文「廿一大師御詠歌考」等を参考にいたしました。



参考文献・小川政秋氏論文「廿一大師御詠歌考」等を参考にいたしました。

会務報告



佐藤 力 殿
(水元分区)



渡邊匡一殿
(亀青分区)



雲石秀明殿
(南綾瀨分区)



小林美佐子
(金町分区) 殿



中森幸子殿
(亀青分区)



高橋義松殿
(本田分区)

(人事の件) 新任保護司7名
令和2年2月1日付

○退任保護司（任期満了）
令和2年5月24日付

○社會貢獻活動部

○地域活動部

平成5年の法務省提唱を受け
て、女性保護司14名で「社会環
境部」が創部され活動が始まり
ました。その後、平成27年の改
正更生保護法の制に伴つて「社
会貢献活動部」と改称し、現在
男性保護司も含め39名で活動を
していきます。

昨年7月の「社会を明るくする運動強調月間」の駅頭広報活動を区内12駅353名、葛飾区民の集いに670名有余の参加者を会し、犯罪予防活動が実施する事が出来、関係者各位に感謝いたします。

旧活動部だより

○協力組織部

更生保護活動では、罪を犯した人や非行を犯した人に寄り添い社会生活の手助け「立ち直り支援」をして行く事が大切です。

職に就くことが最重要です。

当部は、協力雇用主（区内の企業様）に雇用をお願いしております。

協力雇用主の皆さんと区内更生保護関係団体との情報交換会を定期的に行っていますが、「立ち直りを支援する」皆さん的情熱が伝わって来ます。



新型コロナウイルス感染防止に
い、諸行事は中止を余儀なくさ
ています。ご理解を賜ります。

修となりました。
（更生保護施設とは、罪を償い社会に帰る際、頼る人がいない等すぐに自立更生出来ない人を一定期間保護し自立を支援する施設です。）

更生を目指す女性たちの援助内容と現状をお聞きし「彼女たちの今を見つめていきます。」と言ふ施設職員の言葉が強く胸に刻まれ、寄り添いの現場を垣間見ることが出来き、意義ある研

昨年末、八王子の更生保護法
人紫翠苑という女性更生保護施
設で研修を実施しました。自立